

公益法人会計基準の検討経過（令和6年度会計研究会）

令和6年12月18日

内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会

1 はじめに

令和6年度公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）では、公益法人制度改革に伴う新たな会計基準の策定に向けた具体的な検討を実施し、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」の案（以下、まとめて「新基準案等」という。）を取りまとめた。

検討に当たっては、令和5年度の研究会で会計基準の見直しの考え方及び方向性を取りまとめた「令和5年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（令和6年5月24日研究会報告）（以下「令和5年度報告」という。）の内容を踏まえるとともに、国民からの幅広い意見募集（令和5年度報告についても意見募集を実施）を行い、また、日本公認会計士協会から「非営利組織モデル会計基準」及び「公益法人の会計に関する諸課題の検討」についてヒアリングを行って、新基準案等を作成した。

新基準案等に係る研究会資料及び議事録は全て公表されているものの、検討に当たり研究会で特に議論になった事項については、その結論の背景を明らかにするため、新基準案等とは別に、研究会において本資料を取りまとめることとしたものである。

2 各論点について

（1）財務報告の目的、公益法人会計基準に詳細な規定がない場合の会計処理

新基準案等では、現行会計基準制定時（平成20年）からの公益法人の活動や社会変化、企業会計における基準の改正等への対応として、金融商品に関する会計処理や固定資産に関する会計処理などを明確化している。他方、公益法人において生じる可能性のある会計処理を網羅的に、厳密に規定しようとした場合、膨大な規定となり、かえって使い勝手の悪いものとなる。その上で、新基準案等に規定のない会計処理が必要になった場合、公益法人がどのように会計基準を選択すべきかの指針を示すべきではないか、といった意見があった。

その結果、公益法人会計基準（案）の冒頭で公益法人における財務報告の目的を明確化し、公益法人会計基準の運用指針（案）において、公益法人は当該目的に照らし、合理的に会計処理を選択すればよいことを規定した。

すなわち、公益法人は新基準案等を適用し、新基準案等と他の会計基準とで規定する内容が相違する場合でも、当然に、新基準案等の規定を適用する。例えば、固定資産の減損について、公益法人の特殊性を考慮し、企業会計の基準とは異なる内容の規定となっているが、新基準案等の規定に則り会計処理が行われる必要がある。ただし、公益法人会計基準に詳細な会計処理に関する規定がなく、他の一般に公正妥当と認められる会計基準に規定がある場合には、公益法人の財務報告の目的を勘案の上、適宜、当該他の

会計基準の規定を参照する。例えば、新基準案等には退職給付に関して、割引率等に係る規定はないため、必要に応じて「退職給付に関する会計基準（企業会計基準第 26 号企業会計基準委員会）」等を参照することになる。

【基準 1-7、指針「前書き」】

（２）総論

①小規模法人の負担軽減

小規模法人等の負担を軽減する観点から、適用又は作成を省略できることとする会計処理及び省略を可能とできる法人の範囲については、現在の公益法人における会計処理の実態、会計処理の作業負担、公益法人認定法令との整合等の観点から検討が行われた。

その結果、その範囲については、事業費の多寡等の法人規模で一定の基準を設けるのではなく、一定の会計処理の能力があると考えられる「会計監査人設置法人」とし、その会計処理については、固定資産の減損会計、資産除去債務に係る会計処理、税効果会計、キャッシュ・フロー計算書、資産及び負債の注記（財産目録を作成している場合に限る）、賃貸不動産の時価等に関する注記及び財務規律適合性に関する明細（附属明細書）については適用又は作成しないことができることとし、退職給付引当金及び収益の認識については、従前から公益法人で行われている処理を簡便的な方法として適用できることとした。

【指針 2】

②会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の取扱い

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準は、会計方針が変更され、又は過去の財務諸表に誤謬が発見された場合、過去の財務諸表に遡及して、新たな会計方針を適用し、又は誤謬を訂正する処理について定めるものである。この会計基準の取扱いについては平成 27 年度の研究会で検討が行われている（「平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」（平成 28 年 3 月研究会）。以下「平成 27 年度報告」という。）。平成 27 年度報告では、この会計基準は、主として、投資家に対する比較情報の提供を目的としているものであるが、そうした情報の提供は公益法人においても有益であるものの、過去の財務諸表の修正まで求めるのは、その運営実務に大きな混乱をもたらす懸念があることから、自主的に適用することは妨げないが、原則としての定めはないものとするとしている。

新会計基準においても、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準については、「自主的に適用することは妨げないが、原則としての定めはしない」との平成 27 年度報告の考え方が確認され、公益法人の財務報告の目的に照らし、規定されなかった。

【企業会計基準第 24 号】

（３）財務諸表体系

＜貸借対照表＞

①資産の表示（流動・固定分類）

令和 5 年度報告において、現行の貸借対照表の資産の表示（基本財産や特定資産を保有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分して表示する）については、公益法人会計特有の考え方であり、「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報

は注記等で」の考え方により、本表においては資産の形態に基づく流動固定区分（流動資産・固定資産）の表示とする方向性が示され、新基準案等もそのように整理した。基本財産及び特定資産の表示については後述する。

【基準 18-20、25】

②その他有価証券評価差額金

従来は、一般正味財産を原資とする有価証券の評価差額は、正味財産増減計算書の「経常増減の部」において「評価損益等調整前当期経常増減額」の下に「基本財産評価損益等」、「特定資産評価損益等」、「投資有価証券評価損益等」により表示され、指定正味財産を原資とする有価証券の評価差額は、指定正味財産増減の部に表示することとされていた。このような表示の方法は、営利企業が取引緊密化等の運用益獲得以外の目的で株式等を保有する場合があるのと異なり、公益法人が有価証券を保有するのは運用益を得る目的に限定され、また、有価証券の評価差額は、法人運営の結果を反映するものではなく、外的な要因によるものと考えられるためであり、評価差額の増減額は正味財産増減計算書に含めるものの、経常収益及び経常費用から除外することにより、評価差額を収支相償や公益目的事業比率の計算等から除くこととしていた。

しかしながら、正味財産増減計算書から活動計算書へ変更するにあたり、その他有価証券評価差額の処理について、その他有価証券はキャピタルゲインを目的として保有しているとは言い難い場合もあり、評価差額を毎期のフローの損益として捉えていいのか、という意見、また、そもそもこのような外的な要因による結果をも、法人運営の成果を表す活動計算書に含めていいのか、という意見を踏まえ、検討した。

その結果、新基準案等においては、わかりやすい情報開示の観点から、法人の事業活動の成果のみを活動計算書に含めることとし、その他有価証券の評価差額については、活動計算書から除き、貸借対照表の純資産の部に直接計上することとし、また、純資産区分毎の残高についても開示することとした。

【基準 24, 93, 133, 指針 11, 12】

<活動計算書>

③使途の指定のある多額の寄付金の受入れ

現行公益法人会計基準では、指定正味財産の部に計上された資産を支出する際に、一般正味財産の部へ資産を振り替えた上で支出する（一般正味財産の部で同額の収益と費用が計上される）処理が行われているが、新基準案等では、寄付者の使途の制約に従った支出内容をより明確に表示する観点から、指定純資産の部において経常収益・経常費用を計上することとした。

そのため、新基準案等において、多額の寄付金を受け入れ、数年間かけて費消していく場合であっても、寄付金を全額受け入れ期の収益に計上することになり、活動計算書上で収益と費用が対応せず、各事業年度の収益費用差額が極端に変動することになる。この問題を解決するために、使用時期が特定された寄付金（例えば5年間で使用等）を前受収益として計上できないかという意見があった。

この点については、独立行政法人会計基準のように費用収益対応を重んじ負債として

預り寄付金を計上する会計処理もある。しかし公益法人会計では、使途の指定された寄付は、公益法人が完全に自由に使用できるわけではないものの、財貨の引渡しやサービスの提供義務を負っているものではないことから、負債には該当せず、純資産であると考えられることから、当該寄付の受入れは純資産の増加原因である収益と考えられる。使用時期の指定された資金を受入時に預り寄付金として計上することは、新基準案等ではモデル会計基準に則り当該資金が負債に該当する場合（いまだ提供していないサービスを提供する義務を負う場合）にのみ認められている。また、寄付金については、仮に使用時期が指定されたものであっても、その指定された時期にこれを使用しないことが債務不履行となるものではなく、負債には該当しないと考えられる。

このほか、公益目的保有財産などの公益法人の事業に継続的に使用する資産（株式、不動産、美術品等）の寄付を受けた場合、現行会計基準では指定純資産の増加として計上し、収益として明示的に認識されることはなかったが、新基準案等においては、このような場合でも、純資産の増加として収益に該当することが明確になった。この点に関して、このような資産の受入れには極めて大きな資本的取引もあり、単年度の活動計算書にフローとして入れるのは妥当ではなく、非営利組織モデル会計基準における「基盤純資産（活動計算書のフローから除く）」に該当するものとして取り扱うべきではないかとの意見があったが、モデル会計基準に依ると、公益法人における基盤純資産（法令等に定められた発生事由に従い、組織活動の基盤として保持し続けるために区分経理することを決定した純資産）に該当するものは、一般法人法第 131 条に規定する基金のみであると考えられる（2022.7 日本公認会計士協会「非営利組織モデル会計基準の普及のための課題の整理Ⅲ-1 基盤純資産を把握するためのアプローチ」）。

【指針 62-64】

＜キャッシュ・フロー計算書＞

④キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲について

現行公益法人会計基準では、使途の制約のある預金等は、固定資産の部の基本財産や特定資産に計上していたが、新基準案等では、それら預金等がたとえば要求払預金であれば流動資産に計上し、注記で使途の制約のある預金であることを示す表示方法に変更した。

そのためキャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲については、現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物が資金であるが、使途の制約のあるものについてその性格上、資金の範囲から除くこととした。これにより、補助金収入や寄付金収入等の使途の制約のある入金は、結果として入金と出金を同時に計上することとなり、キャッシュ・フロー計算書上、表示されないこととなってしまう。

この点については、法人の一定期間における資金の流入の動きを開示するというキャッシュ・フロー計算書の意義を重視すべきという意見もあった。しかし、使途の制約がある寄付金等の受入について、事業活動によるキャッシュ・フローの区分に受入額を計上し、期末に残った分を投資活動によるキャッシュ・フローの区分の「使途制約のある資産の取得支出」に計上することにより、活動計算書との整合性を重視しつつ、キャッシュ・フロー計算書上資金の範囲から除くことができる処理を採用することとした。

（４）認識及び測定の基準

＜金融資産＞

①有価証券の保有目的区分と評価方法

公益法人が保有する有価証券の区分については、売買目的有価証券を想定しない整理も検討されたが、ポートフォリオ運用の内で一時保有の売買目的有価証券の取得は行われているのではないかと、との意見があった。

結果として、有価証券に市場価格の変動により利益を得ることを目的として保有する売買目的有価証券を追加している。評価方法として市場価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額及び売却差額は当期の収益費用差額に含めて処理する。

検討のために実施したサンプル調査の結果として、現状、売買目的有価証券を保有している公益法人は確認できなかったが、今回の公益法人制度改革において、法人の資産運用は投機的取引等に該当しない限り禁じられていないことを明確化することとしており、今後、公益法人が資産運用の手段として売買目的有価証券を保有することも予想されるため、法人の責任のもとでの自由度を拡大する方向で整理を行うものである。

【基準 85-93, 指針 9-12】

②時価の算定に関する会計基準の適用について

時価の算定について、公益法人においても企業が採用している時価の算定に関する会計基準および同適用指針に基づき時価を定義すべきではないかと、との意見があった。しかし、当該会計基準は、上場会社等を対象としたものであり、公益法人における開示情報においては、その負担に見合うほどの便益はないものと考えられる。

現行の公益法人会計基準では、時価情報について、従来から、積極的な開示をしており、金融商品会計基準の改正の際にも、公益法人の関係者にとって必要とする情報を検討し、実務上、開示基準で対応してきている。よって、時価の算定については、時価の算定に関する会計基準等を参考に、今後、公益法人により適合した基準を検討してゆく。

【時価の算定に関する会計基準】

③固定資産の減損について

従来の会計基準では、資産の時価が著しく下落したとき（時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合）は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとされている。

本基準案では、公益法人の組織の特性を踏まえ、公益法人の継続的活動能力、活動状況及び資源提供目的との整合性を考慮して、公益目的事業財産について、資産のサービス提供能力に着目し、資産のサービス能力が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を計上することとした。

【基準第5、運用指針 25-36】

＜リース取引＞

④会計処理について

リース取引に関して今後、企業会計において新リース基準の適用時期等が決定された場合には、変更されるのか、また、今後の企業会計基準委員会等の会計基準の公表に合わせて、公益法人の会計に取り入れていくにあたってどのような対応を予定しているのか、といった意見があった。

結果として、リース取引は従来の取扱いを記載し、新リース基準の内容を公益法人の会計基準に反映するか否かについては、今後の検討結果によることとし、必要があれば、改正を検討していくことが確認された。

【基準第4、指針18-24】

＜純資産の区分＞

⑤指定純資産（6号財産）から生じる果実の取り扱いについて

令和5年度報告において、改正前の公益認定法施行規則第22条第3項第6号に基づいて6号財産（寄付等により交付者の定めた用途に充てるために保有している資金。遊休財産規制における控除対象財産となる。）に区分されている財産から生じる果実については、一定の期間内に費消等するものに限り6号財産に含めるとの制限はあるものの、公益目的事業で費消されずに残高が積み上がっていくことが懸念される、との課題が提起された。その後、公益認定法施行規則の改正により、当該果実については、寄付等により受け入れた財産そのものでないため、6号財産には含めず、控除対象財産の範囲から除外することとなった（改正後の公益認定法施行規則第36条第3項第6号）。

このような法令改正も踏まえ、指定純資産から生じた果実については、一般純資産と整理することとした。

【基準134】

＜収益の認識＞

⑥収益の認識要件

収益の認識要件について、新基準案等から規定を追加している。その際、収益の認識要件は収益認識に関する会計基準では、5つのステップ（①契約の識別、②履行義務の識別、③取引価格の算定、④履行義務の取引価格への配分、⑤履行義務の充足による収益の認識）を踏んでいた。当基準案においては、公益法人は一般に複雑な商行為がないため、また財務諸表作成者にわかりやすくするため、上記5つのステップのうち①契約の識別、②履行義務の識別を識別ごとにまとめ、③取引価格の算定、④履行義務の取引価格への配分を取引価格ごとにまとめ3つのステップにして適用することとした。

会計監査人設置法人以外の法人については、収益の認識については簡便的な方法（取引相手への財又はサービスの移転と現金、現金同等物や未収入金等の対価の取得により、収益を認識することができる。）を適用できる規定をおいている。

【基準第13】

【消費税の取扱】

「収益認識会計基準」においては、消費税等の会計処理は、収益の額は第三者のため

に回収する額を仮受消費税として除くことから、「税抜方式」のみ採用可能であると考えられる。ここで、公益法人について、「収益認識会計基準」の消費税等の会計処理の適用の可否を検討した。公益法人の事業環境を鑑みると、簡易課税事業者や免税事業者である公益法人及び移行法人が相当割合存在している。また、不課税収入が多いなど、個々の法人が消費税の課税実態から合理的に税抜方式・税込方式を判断し、税込方式を選択している法人の割合が非常に大きい現状であると分析された（令和4年度の会計研究会検討）。

その結果、公益法人における消費税等の会計処理については、法人の自主的な判断で税込方式と税抜方式のどちらを採用するかを選択できることとした（「令和4年度公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（令和5年3月研究会））。

今回、新基準案等においても上記の取扱いを踏襲することとした。

【収益認識に関する会計基準】

⑦事業年度内に終了する使途の制約がある寄付金等の取扱いについて

「当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合一般純資産の増加額として処理することができる。」とあるが、現在の基準では、原則として費消時に費用を一般正味財産増減の部で認識する前提となっている。

新基準案等では、指定から一般への振替が行われないことから、この規定を残した場合、会計処理により費用が一般、指定いずれに計上するかで、対応異なってくることとなるのではないかと、という意見があった。

新基準案等でも、簡便な取扱いができるように、全ての補助金が年内で費消する補助金に該当する場合には、指定純資産への計上を省略し、一般純資産の収益として計上することができると考えている。

【指針 62-64】

<費用の認識>

⑧指定純資産と一般純資産間の費用の配賦

収益の配賦や費用の配賦は注記することとなっているが、同じ会計区分内で一般純資産と指定純資産をどのように配賦するのか、一定のルールづくりが必要ではないか、という意見があった。

この点、指定純資産を使途の指定に従って使用することは当然前提となるが、その上で一般純資産と指定純資産の間で費用をどう配賦していくかについては、一律に定めることは困難であり、法人が合理的な基準で配賦すればよいとの考え方（従前の振替処理における費用支出とその考え方が異なるものではないこと）が確認された。

【基準 130】

（５）財務諸表の科目、注記、附属明細書

①科目関係（未収寄付金、現物寄付）

【未収寄付金】

クレジットカード等で寄付を受け入れた場合に、法人への流入タイミングによっては期ずれが生じる可能性があるが、この場合には寄付者はすでに寄付をしており、履行はほぼ

確実なため保守的に見積もったとしても未収計上されるのではないかと、類似の事例として、交付決定が事業年度をまたぐ補助金は、学校法人、社会福祉法人などでは未収計上が前提とされており、未収寄付金について、貸借対照表の科目として定める必要があるのではないかと、といった意見があった。

しかしながら、例えば、単に寄付の意向を示されただけでその履行は不確実であるにもかかわらず、未収寄付金を計上される懸念もあることから、会計基準や運用指針における勘定科目の例示には取って代わって記載していない。ただし、会計基準や運用指針の科目は、一般的、標準的なものを示しているにすぎず、法人が必要に応じて科目を設定することが妨げられるものではないことが確認された。

【現物寄付】

現物寄付について、金銭・金融資産以外の寄付として、別途の取り扱いを定めるべきではないかと、との意見があった。

新基準案等では、現物寄付については、その他活動の場合が多いと考えていることから、固定資産受贈益で計上することとされた。ただし、食の支援を行っている公益法人が、食材、調理器具、調味料などの現物寄付を経営的に受け入れること等多様な事業も想定されることから、そうした場合には、経常収益に記載されることも確認された。

なお、重要な現物寄付と法人が認識した場合は、「その他公益法人の資産、負債及び純資産の状態並びに純資産増減の状況を明らかにするために必要な事項」の注記に記載することもできることが確認された。

【指針 62-64, 69-72】

②貸借対照表会計区分内訳の作成について

令和5年度報告において、貸借対照表内訳表の作成については、同内訳表の作成方法として、棚卸的な整理による作成方法を検討したが、その過程で、一旦、同内訳表を作成しても、翌期以降に会計区分別の仕訳に基づく継続記録法で同内訳表を作成することは、改正法により、内訳情報の表示が原則化され、これまで内訳表を作成していなかった多くの法人で対応が発生することを鑑みると、法人における実務上の負担が大きいとの意見があった。

結果として、「本表は簡素でわかりやすく、詳細情報は注記等で」という考え方から、当該内訳情報の表示は、注記で行うこととした。この内訳情報を作成する際には、令和5年度報告に記載したとおり、毎事業年度、棚卸的な整理による作成方法も許容される。

【指針 76】

③貸借対照表と活動計算書の期末純資産の差額の調整

正味財産増減計算書の様式を活動計算書の様式に改めるに当たり、貸借対照表の純資産と活動計算書の純資産の額との関係を確認するための資料（会社法の株主資本等変動計算書など）の作成も規定すべきではないかと、といった意見があった。

結果として、法人の作業負担に鑑み、純資産変動計算書を別途作成するのではなく、財源区分活動計算書内訳の注記において、一般純資産と指定純資産それぞれの期首純資

産と期末純資産の金額を表示する様式とした。また、貸借対照表の純資産の部において、その他有価証券評価差額金を表示し、その内訳として指定純資産と一般純資産の金額を記載する様式とした。

これらの情報によって、財源区分別の活動計算書の期末純資産残高に貸借対照表のその他有価証券評価差額金を調整して貸借対照表の期末純資産との一致を確認できる。

【指針活動計算書の注記】

④例外的な純資産間の振替

現行公益法人会計基準では、指定正味財産の部に計上された資産を支出する際に、一般正味財産の部へ資産を振り替えた上で支出する（一般正味財産の部で同額の収益と費用が計上される）処理が行われているが、新基準案等では、寄付者の指定に従った支出内容をより明確に表示する観点から、指定純資産の部において経常収益・経常費用を計上することとした。他方、例外的に指定純資産の部と一般純資産の部で振替処理が必要な場合も考えられることから、この例外に当たる事態を明確化するとともに、振替処理を行う場合の財務諸表における記載を明らかにするべき、といった意見があった。

結果として、資源提供者から使途の制約を受けた資源である指定純資産について、やむを得ない事情により指定された使途に使用できなくなった場合（法人の経営判断として社会的な需要のなくなった事業を廃止した場合など）については、純資産間の振替処理を行うこととし、活動計算書の注記において、当該振替処理を行う場合のひな形を示した。

【指針貸借対照表の注記（18）】

⑤補助金等で取得した資産の指定純資産から一般純資産への振替処理

現行、当該資産に係る減価償却費は、発生する際に一般正味財産の部において、同額の費用（当該減価償却費）と収益（当該減価償却費分を振替）の発生と認識される。振替処理の原則廃止により、当該資産の減価償却が完了する前に、使途制約の解除がなされた場合の処理について、解除がなされた時点で当該資産全体を指定純資産から一般純資産へ振り替える処理（例外的な振替処理）を行う、引き続き、減価償却費が発生する際に指定純資産から一般純資産へ振り替える処理（例外的な振替処理）を行う、振替処理は行わない、など複数の選択肢が考えられるがどの方法を採用すべきか、また、法人が任意の方法を採用することは許容されるのか、といった意見があった。

本論点については、実務上、このような場面が生じる法人がどの程度存在するのかの実態を把握できておらず、処理方法を定めることによる影響が未知数であることもあり、現段階では統一的な処理方法を示すことはせず、引き続き、研究会で検討することとした。

【指針 65-68】

⑥機関決定による使途拘束の取扱い

現行会計基準では、「特定の目的のために積み立てられた資産（退職給付引当金など）」を特定資産と定義し、法人が特定資産を保有する場合には、貸借対照表上で他の財産と区分して表示しなければならないとされている。

新基準案等では、公益法人が財務諸表の注記において表示すべき使途拘束資産と公益認定法令における控除対象財産が一致することとなり、それ以外で公益法人が機関決定によって使途を特定した資産（控除対象財産以外の特定資産）についての表示義務はない。この点について、特定資産は公益法人に定着した概念であり何ら規定がないことは混乱を招くのではないか、表示義務がないにもかかわらず規定を置くと、特定資産を表示しなければならない義務があるとの誤解を招くのではないか、といった意見があった。

結果として、特定資産に関する規定は設けないが、公益法人が自らの意思で設定した特定資産がある場合には、財務諸表の注記又は財産目録において表示することが妨げられるものではないことが確認された。

【指針第6.財産目録】

⑦ボランティア、無償・低廉のサービス、使用貸借等

損益計算書上の収益・費用として現れない、ボランティア等による資源提供・事業活動について、活動計算書の趣旨（公益法人の活動を開示する）に鑑み、注記事項等として開示すべきではないか、との意見があった。その根拠としては、英米の財務諸表において法人の活動実態を表す情報として開示されていること等である。

他方、ボランティア等の活動を客観的に測定することは困難ではないか、こうした非財務情報については、事業報告等で開示することが適切ではないか、財務諸表における注記の役割は、本表の補完であり注記事項として不適当ではないか、我が国においては、公益認定法令における公益目的事業比率の算定において、ボランティア等の活動を法人の判断で加味することができるとされており、類似する情報がすでに開示対象となっていることから英米の例とは前提が異なるのではないか、といった意見があった。

結果として、当該事項を注記に追加することは見送られた。なお、当該事項について、事業報告で開示することは望ましいことである旨が「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」において記載される予定である。

【指針73,74】

⑧財務規律適合性に関する附属明細書

今回の公益法人制度改革により、公益法人が自らの経営判断で資金を最大限効果的に活用できるよう、財務規律が柔軟化・明確化されており、これに伴い、公益法人は、従来以上に、資金の管理や活用などの公益法人の財務状況について、資源提供者等のステークホルダーや国民に対する説明責任を果たすことが重要となる。そのため、決算書類である財務諸表において、公益認定法令で求められる財務規律適合性に関する情報について開示することとした。財務諸表は、社員総会・評議員会での承認対象であり、また、会計監査人監査の対象であることから、法人の財務状況と財務規律適合性の情報が一体的に開示されることは、情報の受け手にとっての便益となるだけでなく、法人のガバナンスの充実の観点からの意義も大きい。

一方、実務上、当該情報に関する書類を財務諸表と同じスケジュールで作成することに対する事務負担を懸念する意見もあり（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関

する法律施行令の一部を改正する政令案等」に関する意見募集結果について（令和 6 年 10 月 30 日）など）、上記で記載のとおり、会計監査人設置法人以外の法人においては、従前通り、財務諸表（附属明細書）とは別途書類を作成することが可能とされた。

【基準 6, 78（3）, 指針Ⅶ第 5（3）】

⑨貸借対照表の注記（2）資産及び負債の状況の作成義務

新基準案等では、認定法第 23 条に規定されている財産目録に記載すべき内容を貸借対照表の注記に含めることとなった。上記⑧と同様の趣旨から、会計監査人設置法人においては、原則として、財務諸表の注記において財産目録相当の情報を開示する方向で整理した（財産目録は作成不要となる）。

【指針第 6. 財産目録】

3 最後に

上記の各論点に加え、今回の公益法人会計基準の見直しが、法令改正に伴う必要な措置に留まらず、振替処理の廃止など公益法人会計全体の前提となる仕組みの見直しを含むことについて、公益法人の会計実務に多大な影響を及ぼす見直しであり、より時間をかけて、法令改正に伴う必須のものと切り離して検討を行うべきではないか、といった意見もあった（研究会だけでなく、国民からの意見募集でも寄せられた。）。

しかしながら、我が国の公益的活動の活性化の観点から、広く国民にとってわかりやすい財務情報の開示を実現する重要性、また、現行会計基準は平成 20 年の制定以来、実質的な改正が行われておらず（研究会「報告書」の形式で解釈を示すに留まる）、関係者にとって使いにくい基準となっている現状に鑑み、新基準案等を取りまとめるに至った。

研究会は、引き続きの検討とされた事項への対応に留まらず、公益法人の新基準案等への移行状況を注視するとともに、会計基準をめぐる環境変化等も踏まえ、随時必要な見直しを行っていくことも含め、今後も継続的に検討を行っていく。

以上